

茨城県指定障害福祉サービス事業者等の

指定等の申請手続きに関する要項

第1章 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定

(目的)

第1条 この要項は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条で定める障害福祉サービス事業を行う者及び障害者支援施設並びに同法第51条の14で定める一般相談支援事業を行う者（以下「事業者」という。）の指定の申請手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 事業者の指定を受けようとする者（国、県、市町村を除く。）のうち事業を新規に開設する者（以下「申請者」という。）は、事業所を開設する所在市町村及び県と事前協議を行うものとする。

2 前項に定める事業所の所在市町村及び県との事前協議を行う際は、申請者は、事業計画書（参考様式：別紙1-1、1-2）を提出するものとする。

(意見書の交付)

第3条 前条の市町村及び県との事前協議を行う事業者のうち下記の事業の指定申請を行う場合は、令和3年3月22日付け障福第3198号茨城県保健福祉部障害福祉課長通知に基づく市町村からの意見書（別紙2）の交付を受けるものとする。

(1) 生活介護事業

(2) 短期入所（単独型に限る）

(3) 就労移行支援事業

(4) 就労継続支援事業（A型）

(5) 就労継続支援事業（B型）

(6) 自立訓練事業（生活訓練）

(7) 自立訓練事業（機能訓練）

(8) 共同生活援助事業

(9) 障害者支援施設

(10) (1) から (9) の既存事業で、大幅な定員増（10名以上）を伴うもの

(11) (1) から (9) の既存事業で、指定時の所在市町村以外に事業所を追加又は移転するもの

(指定基準)

第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。）等を満たし、指定障害福祉サービス等を適正に運営できる事業所を、障害福祉サービス事業者等として指定する。

(申請)

第5条 申請者は、申請書（様式第1号）、関係書類（付表1から17、様式第5号、参考様式第1号から第10号のうち関係する書類）及び市町村からの意見書の交付を受けた場合は、意見書を添付のうえ、指定を受けようとする日の属する月の前々月の末日までに県障害福祉課に提出するものとする。なお、指定を受けようとする日の属する月の前々月の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年十二月三日法律第九十一号）に定める行政機関の休日である場合はその前日までに申請書を県障害福祉課に提出するものとする。

(指定)

第6条 知事は、申請書の提出があったときは、指定基準に基づき、その内容を審査し、適正と認められるものについて指定障害福祉サービス事業者等として、原則として毎月1日に指定する。

(指定の変更)

第7条 指定障害福祉サービス事業者（生活介護及び就労継続支援A型、B型に限る。）及び指定障害者支援施設の設置者は、法第29条第1項の指定に係る障害福祉サービスの量を増加しようとするとき、施設障害福祉サービスの種類を変更しようとするとき又は当該指定に係る入所定員を増加しようとするときは、当該指定障害福祉サービス事業者に係る同項の指定の変更を申請することができる。

(変更の届出等)

第8条 指定障害福祉サービス事業者等は、当該指定に係るサービス事業所又は一般相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき又は休止した当該指定障害福祉サービス若しくは指定一般相談支援事業所を再開したときは、変更があった日から起算して10日以内に、その旨を県障害福祉課に届け出なければならない。

2 指定障害福祉サービス若しくは指定一般相談支援事業を廃止、休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を県障害福祉課に届け出なければならない。

(通知及び報告)

第9条 知事は、第4条及び第5条の指定及び指定の変更を行った場合には、申請者及び県内市町村等関係者等に通知するものとする。また、指定を行わなかった場合には、その旨を申請者に通知するものとする。

(更更新続)

第10条 障害福祉サービス事業等の指定期間については、6年とする。

2 事業者が指定期間満了後も引き続き障害福祉サービス事業等を行う場合は、指定期間満了する日の属する月の前月の末日までに、更新の手続きを行わなければならない。

(指定の辞退)

第11条 指定障害者支援施設を廃止しようとする事業者は、廃止する3ヶ月前に、その指定の辞退届(様式第4号)を提出するものとする。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第2章 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所支援事業者の指定

(目的)

第1条 この要項は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の3で定める障害児通所支援事業を行う者及び同法第24条の2で定める障害児入所施設を行う者（以下「事業者」という。）の指定の申請手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 事業者の指定を受けようとする者（国，県，市町村を除く。）のうち事業を新規に開設する者（以下「申請者」という。）は、事業所を開設する所在市町村及び県と事前協議を行うものとする。

2 前項に定める事業所の所在市町村及び県との事前協議を行う際は、申請者は、事業計画書（参考様式：別紙1-1，1-2）を提出するものとする。

(意見書の交付)

第3条 前条の市町村及び県との事前協議を行う事業者のうち下記の事業の指定申請を行う場合は、令和3年3月22日付け障福第3198号茨城県保健福祉部障害福祉課長通知に基づく市町村からの意見書（別紙2）の交付を受けるものとする。

- (1) 児童発達支援事業
- (2) 医療型児童発達支援事業
- (3) 放課後等デイサービス事業
- (4) 保育所等訪問支援事業
- (5) 居宅訪問型児童発達支援事業
- (6) (1) から (3) の既存事業で、大幅な定員増（10名以上）を伴うもの
- (7) (1) から (5) の既存事業で、指定時の所在市町村以外に事業所を追加又は移転するもの

(指定基準)

第4条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号。）若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第16号。以下「指定基準」という。）を満たし、指定障害児通所支援事業等を適正に運営できる事業所を、指定障害児通所支援事業者等として指定する。

(申請)

第5条 申請者は、申請書（様式第1号），関係書類（付表1から9，様式第5号，参考様式第1号から第7号のうち関係する書類）及び市町村からの意見書の交付を受けた場合は、意見書を

添付のうえ、指定を受けようとする日の属する月の前々月の末日までに県障害福祉課に提出するものとする。なお、指定を受けようとする日の属する月の前々月の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年十二月三日法律第九十一号）に定める行政機関の休日である場合はその前日までに申請書を県障害福祉課に提出するものとする。

（指定）

第6条 知事は、申請書の提出があったときは、指定基準に基づき、その内容を審査し、適正と認められるものについて指定障害児通所支援事業者等として、原則として毎月1日に指定する。

（変更の届出等）

第7条 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定に係る事業所等の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき又は休止した当該障害児通所支援事業所を再開したときは、変更があった日から起算して10日以内に、その旨を県障害福祉課に届け出なければならない。

2 指定障害児通所支援事業を廃止、休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を県障害福祉課に届け出なければならない。

（通知及び報告）

第8条 知事は、第4条及び第5条の指定及び指定の変更を行った場合には、申請者及び県内市町村等関係者等に通知するものとする。また、指定を行わなかった場合には、その旨を申請者に通知するものとする。

（更新手続）

第9条 障害児通所支援事業等の指定期間については、6年とする。

2 事業者が指定期間満了後も引き続き障害児通所支援事業等を行う場合は、指定期間満了の30日前までに、更新の手続きを行わなければならない。

（指定の辞退）

第10条 指定障害児入所施設を廃止しようとする事業者は、廃止する3ヶ月前に、その指定の辞退届（様式第4号）を提出するものとする。

（その他）

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。